

2026年1月8日

各 位

会 社 名 株式会社オーエムツーネットワーク
代表者名 代表取締役社長 森田 竜太郎
(コード番号 7614 東証スタンダード)
問合せ先 管理部経理部長 木田 橋 友
(TEL 03-5405-9541 代表)

(訂正) 「当社の従業員等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ」
の一部訂正について

2025年12月25日に公表しました「当社の従業員等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ」につきまして、記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり修正いたします。

記

1. 訂正の理由

「当社の従業員等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ」の公表後、記載内容に一部誤りがあることが判明しましたので、訂正を行うものです。

2. 訂正の内容（訂正箇所には下線を付して表示しております）

【訂正前】

2. 処分の目的及び理由

(略)

なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブの付与及び株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるため、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、譲渡制限期間を払込期日から対象者が当社及び対象子会社の従業員のいずれの地位も喪失する日までの間としております。

〈譲渡制限付株式割当契約の概要〉

本自己株式処分に伴い、当社は対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を個別に締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限の期間

対象者は、2026年3月25日（払込期日）から当社及び対象子会社の従業員のいずれの地位も喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退職時の取扱い

対象者が、2026年3月から2028年12月10日までの期間（以下「対象期間」という。）が満了す

る前に当社及び対象子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。ただし、対象者が対象期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社及び対象子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合、2026年3月から当該喪失日を含む月までの月数を34で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除します。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象者が、対象期間中、継続して、当社又は対象子会社の従業員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

（4）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

また、当社は、譲渡制限期間中に、本割当株式の割当てを受けた対象者が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができます。

（5）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、2026年3月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を34で除した数（ただし、1を超える場合には1とみなす。）に、対象者が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合については、これを切り捨てる。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

【訂正後】

2. 処分の目的及び理由

（略）

なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブの付与及び株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるため、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、譲渡制限期間を払込期日から2028年11月30日までの間としております。

〈譲渡制限付株式割当契約の概要〉

本自己株式処分に伴い、当社は対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を個別に締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限の期間

対象者は、2026年3月25日（払込期日）から2028年11月30日までの期間（以下「譲渡制限期

間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 退職時の取扱い

対象者が、譲渡制限期間が満了する前に当社及び対象子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。ただし、対象者が譲渡制限期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社及び対象子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合、2026年3月から当該喪失日を含む月までの月数を33で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除します。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は対象子会社の従業員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

また、当社は、譲渡制限期間中に、本割当株式の割当てを受けた対象者が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができることします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、2026年3月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を33で除した数(ただし、1を超える場合には1とみなす。)に、対象者が保有する本株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合については、これを切り捨てる。)の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

以上